

◎市民税・県民税の計算方法

所得金額や所得控除額、分離課税などの詳しい計算方法については、市民税課までお問い合わせください。

(注1) 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。 (注2) 下表に加えて森林環境税(国税)1,000円が併せて徴収されます。

なります。 (注2) 下表に加えて森林環境税(国税)1,000円が併せて徴収されます。

生命保険料控除（限度額70,000円）

扶養親族が同居老親である場合には7万円を控除額に加算する

支払額		控除額
新 契 約	12,000円以下	全額
	12,001円～32,000円	1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	1/4+14,000円
※1	56,000円超	28,000円
旧 契 約	15,000円以下	全額
	15,001円～40,000円	1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	1/4+17,500円
※2	70,000円超	35,000円

- 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ左の算式により計算した控除額の合計額。(合計の限度額70,000円)
 - 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ左の算式により計算した控除額の合計額。(各限度額28,000円)

※1 新契約(H24年1月1日以降契約)
一般、個人年金及び介護医療保険料(各限度額28,000円)

※2 旧契約(H23年12月31日以前契約)
一般及び個人年金保険料(各限度額35,000円)

地震保険料控除（限度額25,000円）

種類	(1) 地震保険料		(2) 旧長期損害保険料※		
	支払額	50,000円以下	50,000円超	5,000円以下	5,001円～15,000円
控除額	1/2	25,000円	全額	1/2+2,500円	10,000円

(1)、(2)それぞれの控除額を合計した金額。
※ H18年末までに契約を締結したものに限る。

				課税所得金額	税率	算出所得割額	調整控除額	配当控除額	住宅借入金等特別税額控除額	寄附金税額控除額	外国税額控除額	
				基礎控除(単位:万円)	→ × → -	→ -	-	-	-	-	-	
障害(本人以外)	普通	特別	同居特別	33 26 30 53 43								
一般	33	26	30	53	43							
※均等割額は扶養者がいない場合、所得金額が415,000円以上の方に課税されます。												
納税者本人の合計所得額				900万円以下	900万円超 950万円	950万円超 1,000万円 以下	納税者本人の合計所得額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円 以下		
配偶者控除	一般		33万円	22万円	11万円	配偶者の合計所得金額	控除額					
	老人		38万円	26万円	13万円		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額				控除額		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		

※均等割額は扶養者がいない場合、所得金額が415,000円以上の方に課税されます

市民税・県民税の税率

市民税・県民税の税率		
市	県	合計
6%	4%	10%

均等割安

市民税 3,000円 県民税 1,500円

※ 県民税のうち500円は、森林の保全を目的とした「ながさき森林環境税」です。

※ 森林環境税（国税） 1,00
円